

居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及び NPO法人との連携強化等

令和7年2月20日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室 安西 慶高

居住支援を含む

生活困窮者等の支援体制の整備

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

第1のネット

社会保険制度・労働保険制度

第2のネット

求職者支援制度
(H23.10~)

生活困窮者自立支援制度
(H27.4~)

第3のネット

生活保護制度

- ・ 最低生活の保障
- ・ 自立の助長

生活困窮者とは？

生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがある。
複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※制度の対象となりうる、又は対象であったと考えられる者の例。それぞれは重複もある。

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者のうち
生活保護に至らない者
約30万人
(H29・厚生労働省推計)

ホームレス
約0.3万人 (R6・ホームレス
の実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者
約0.3万人 (R3・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者
約66万人
(R4・労働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

15～39歳までの者：約18万人
(H27・内閣府推計による「狭
義のひきこもり」)
40～64歳までの者：約37万人
(H30・内閣府推計による「狭
義のひきこもり」)

個人事業主

(参考) 住居確保給
付金の受給者のうち
「自営」の割合：
21.8% (※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約10万人 (H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.6% (R3・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約122万人
(R4.10末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に
顕在化

見え
にくい
3

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算案：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給 **改正**

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業 **改正**

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業 **改正**

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業 **改正**

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

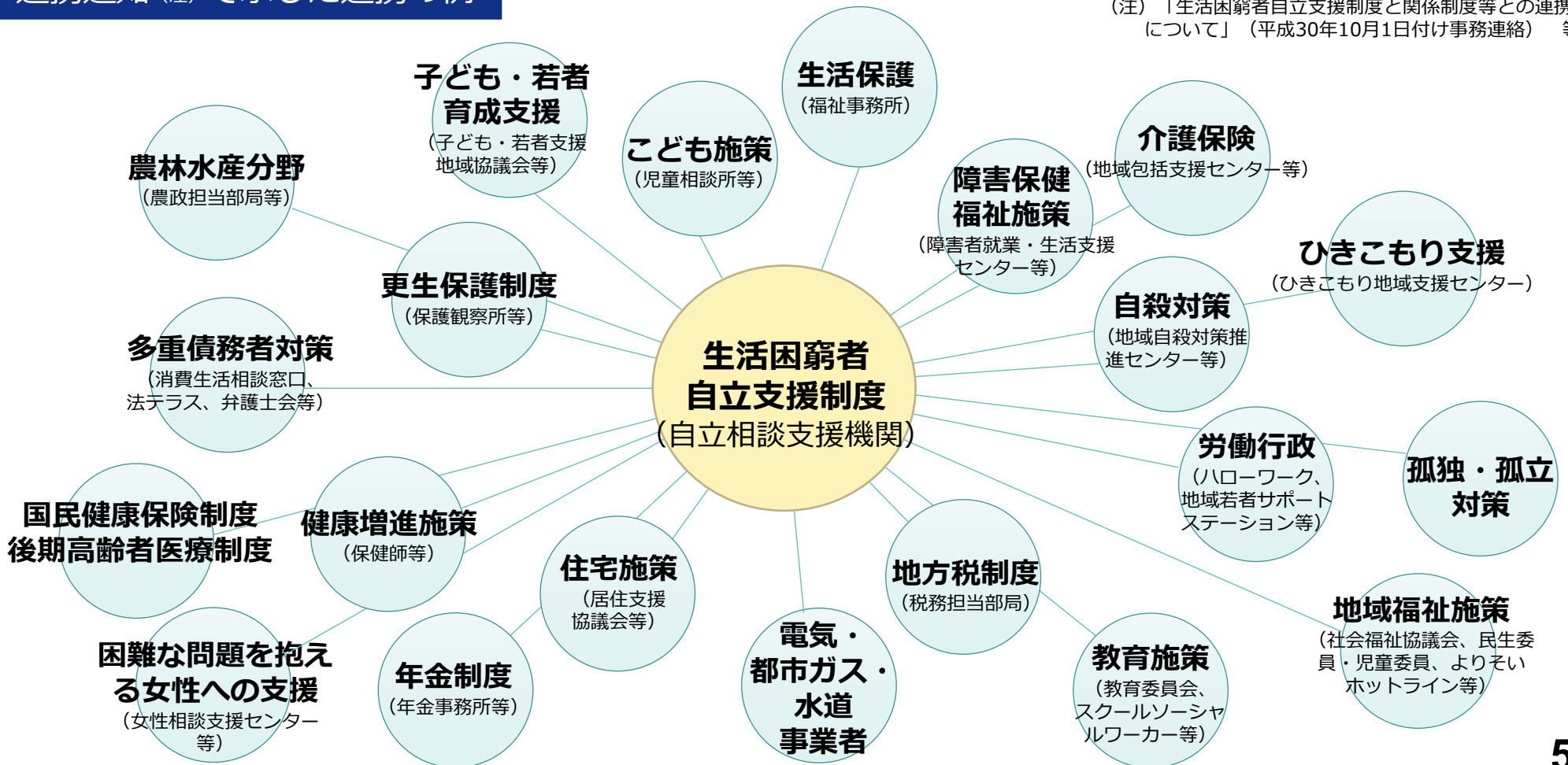
- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じてきめ細かく支援することが重要。また、必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨**を行うことが必要。
- さらに、**地域資源の開発**に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知 (注) で示した連携の例

(注) 「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡) 等



なぜ今、制度改革が必要なのか？

理由その1 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

自立相談支援機関の対応状況の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

新規相談受付件数 **3.2** 倍

プラン作成件数 **1.8** 倍

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

課題別相談者数の変化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

外国籍 **7.0** 倍

住まい不安定 **2.2** 倍

ひとり親 **1.5** 倍

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

個人向け緊急小口資金等の
特例貸付の貸付実績
(令和2年3月～令和4年9月末)

382.3 万件

1兆4,431 億円

(出所) 全国社会福祉協議会調べ

住居確保給付金の
支給決定件数の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

34 倍

(令和2年度 **13.5** 万件)

(出所) 住居確保給付金の実績調査(厚生労働省)

相談者の抱える課題の複合化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

3個以上の課題を抱える割合

9.7% → 51.6%

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

緊急小口資金・
総合支援資金(初回)の償還が
困難な状況にある者
(対象債権件数全体に占める償還免除・
償還猶予の件数の割合(粗い試算))

約45%

(出所) 全国社会福祉協議会・生活困窮者自立支援室
調べのデータより推計

新型コロナをきっかけに初めて支援につながった者のうち、
特例貸付の償還が困難な者など、経済活動再開後も長く困窮状態が解消しない者は、
平時から支援が必要であった生活困窮者であった可能性がある

今回顕在化したような生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要

理由その2 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

総世帯数に占める
単身高齢者世帯数の割合の推移
(2020(令和2)年と2050年(推計)の比較)

13.2% → 20.6%

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年推計)

年代別持ち家率の推移
(平成5年と平成30年の比較)

30歳代 43% → 36%

40歳代 67% → 58%

50歳代 75% → 68%

(出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

住宅確保要配慮者の入居に対する
大家の入居拒否感有の割合

高齢者 7割

障害者 7割

低額所得者 5割

(出所) 令和3年度国土交通省調査

自立相談支援機関への相談件数に
占める住まいの課題の割合の推移
(令和元年と令和4年の比較)

ホームレス 4.4% → 4.0%

住まい不安定 12.6% → 13.6%

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援ニーズは今後ますます高まることが想定される

ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れぬ高齢者等も想定した居住支援の体制強化が必要

居住支援の強化（現状・課題）

目指す姿 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

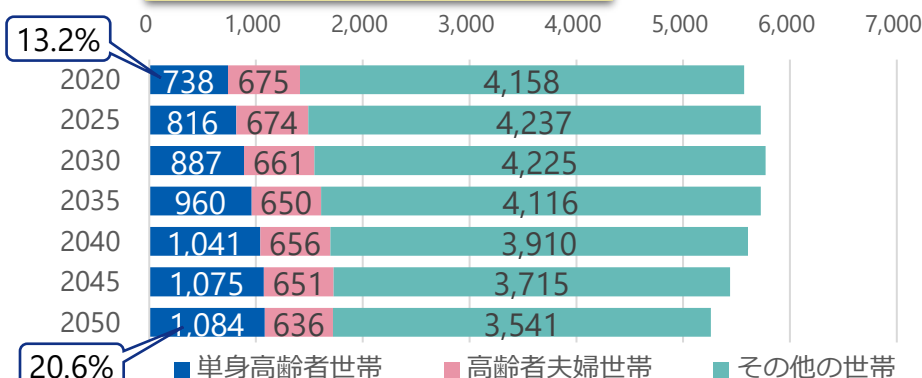
- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

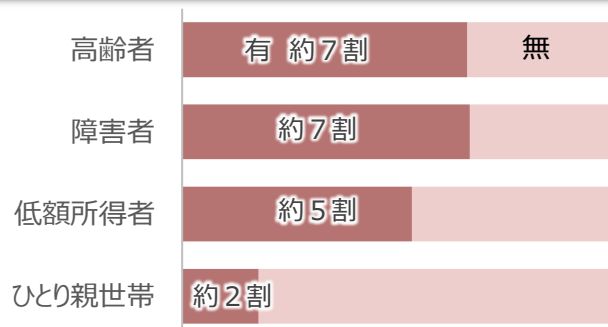
単身高齢者世帯数の推移

(万世帯)



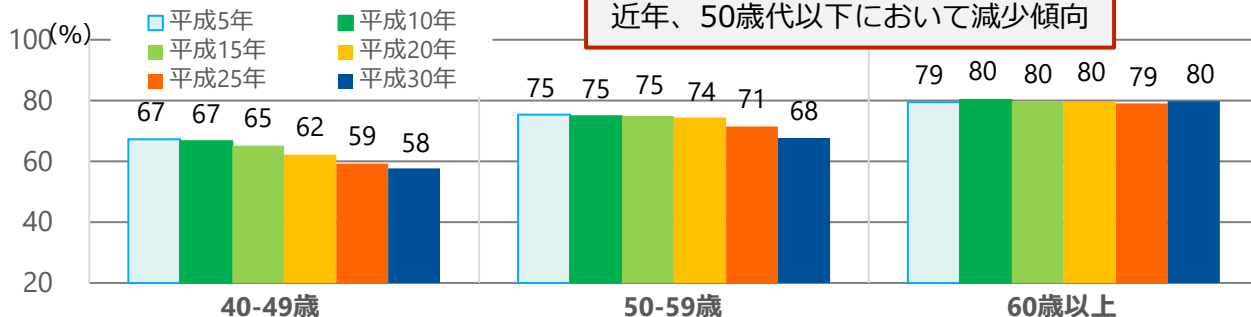
(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6年推計)

住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



(資料出所) 令和3年度国土交通省調査※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施(回答者数:187団体)

年代別持家率の推移



(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したもの

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

改正生活困窮者自立支援法等のポイント①

居住支援の強化

- 単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者への居住支援を強化するため、自立相談支援事業の法律上の定義に、「居住の支援」と明記し、**自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化**。あわせて、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたり、居住支援法人との連携を努力義務化。
- 賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業について、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化するため、**その名称を居住支援事業に改称。同事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化**。
- 家賃が低廉な住宅等への転居により家計の改善を図るとともに、安定した住まいの確保を実現するため、**住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助**。

支援会議の設置

- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者の早期把握や、必要な支援へのつなぎを可能とするほか、幅広い関係機関や専門家が支援の方針について議論することで、支援の質の向上につなげるため、**支援会議について、全ての自治体での設置を目指し、その設置を自治体の努力義務化**。
- あわせて、**類似の他法に基づく会議体**（生活保護法に基づく調整会議、社会福祉法に基づく支援会議）**との相互連携の努力義務化**。

住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用
 - ※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度概算要求】
- 主に4つの機能を想定
 - ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
 - ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
 - ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
 - ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

後方支援・連携

丸投げではない

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
 - <活動例>
 - ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
 - ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
 - ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
 - ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前

- ・ 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- ・ 高齢等の理由により、家探しが困難
- ・ 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・ 保証人がいない

入居中

- ・ 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・ 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

退居時

- ・ 残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

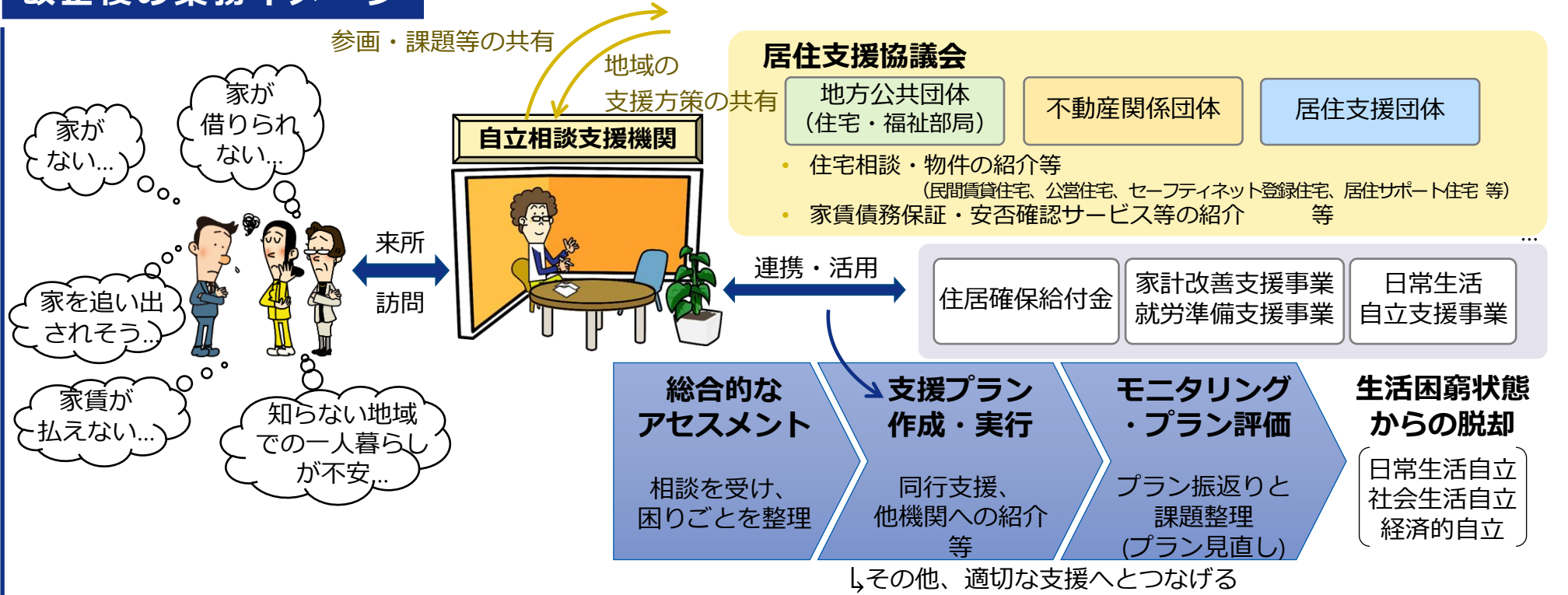
自立相談支援事業における居住支援の強化

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
 - 「ホームレス」だけでなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正後の業務イメージ



自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者



来所
訪問

住まいの相談窓口



相談の中で課題を把握・分析

自立相談支援事業

【体制例】
主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加算は自立相談支援機関に配置し
た場合を想定

参画・課題等の共有

地域の支援方策の共有

連携・活用



シェルター事業
地域居住支援事業

一時的な住まいの確保
不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

連携して対応
(情報共有・助言、役割分担等)

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

総合的な アセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

生活困窮者自立支援制度
の利用が必要^注

生活困窮の支援プランを作成し、
必要な支援（シェルター事業や
地域居住支援事業）等を実施

生活保護の利用が必要
生活保護を受給中

福祉事務所と連携
(生活困窮者向けと被保護者向けの
地域居住支援事業の一体実施等)

経済的な困窮はないが、
独力での課題解決は困難

居住支援法人等の地域の社会資源と連携

不動産業者等への相談に
より独力で課題解決可能

情報提供のみで終了

丸投げ
ではない

福祉事務所

地域包括支援
センター

基幹相談支援
センター

等

注) 住まいの総合相談窓口から
つながる場合を含む

(住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行(予定)

改正の趣旨

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R6.6末時点：144協議会(全都道府県、106市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介

等



構成員の例：

- 住宅部局、福祉部局(生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等)
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体(建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等)
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構(UK)等の都道府県組織・支部など

一時生活支援事業の強化

【実績】

- ・シェルター：366自治体(40%)(R5)
- ・地域居住支援：55自治体(R5)

令和7年4月1日施行等

改正の趣旨・効果

- ・ ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- ・ 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
 - ✓ 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化。
 - ✓ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、広域実施も含め事業実施を検討。
 - ✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。
一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。

(現行)

一時生活支援事業 (任意事業)

シェルター事業
〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業
・ 入居支援 ・ 見守り支援 (※) ・ 環境整備
(※) 期間は最長1年

(改正後)

居住支援事業 (必要な支援の実施を努力義務化)

シェルター事業
〈当面の日常生活支援〉

地域居住支援事業
・ 入居支援 ・ 見守り支援 (※) ・ 環境整備
(※) 期間の柔軟化 (延長も可とする)

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

※令和7年4月～ 居住支援事業に改称し、地域の実情に応じてシェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を努力義務に。

対象者

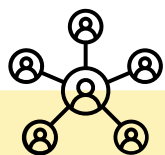
← **改正ポイント**

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。

← **改正ポイント**

- 一時生活支援事業（シェルター事業）：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

- ①入居に当たっての支援
 - ・不動産業者等への同行支援
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集
- ②居住を安定して継続するための支援
 - ・訪問等による居宅における見守り支援
- ③環境整備
 - ・地域とのつながり促進支援
 - ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※支援期間は原則1年間。

← **改正ポイント**

対象者の状態に応じて支援期間を柔軟に延長できるよう改正予定。

賃貸住宅への入居を断られた、地域での一人暮らしが不安…



路上、河川敷、ネットカフェ、サウナ、友人宅に寝泊まりしている…

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。
 ※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。



期待される効果

← **見直しポイント**

令和6年4月～ 補助体系に加算創設

- シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

住居確保給付金

【実績】 ・新規申請9,899件
 ・新規決定9,280件
 ・支給済額22.9億円（いずれもR5速報）

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①又は②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

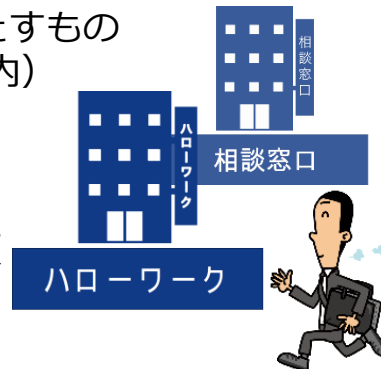
<支給要件>

○**収入要件**：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）＋家賃額

○**資産要件**：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
 （特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ① 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

※令和7年4月～ → 住居確保給付金を拡充し、収入が著しく減少した、年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者に対し、家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で賃貸住宅に住み続けることができるよう、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代・礼金等）を補助（詳細検討中。一定の収入要件・資産要件あり、求職活動要件なしの見込み。17



(住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

＜対象者＞

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
 - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
 - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
 - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】 現行の家賃補助の収入・資産要件

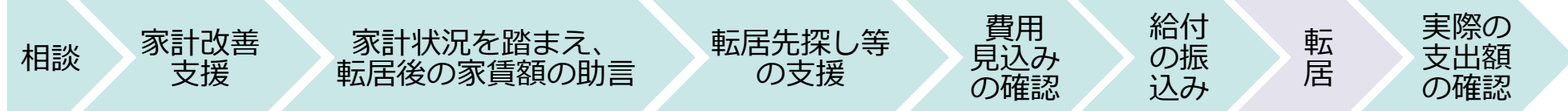
収入要件：市町村民税均等割非課税の水準 + 家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

＜支給額＞ **新たな住居の確保に要する費用**（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

＜対象経費＞ 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

＜支援の流れのイメージ＞ ※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

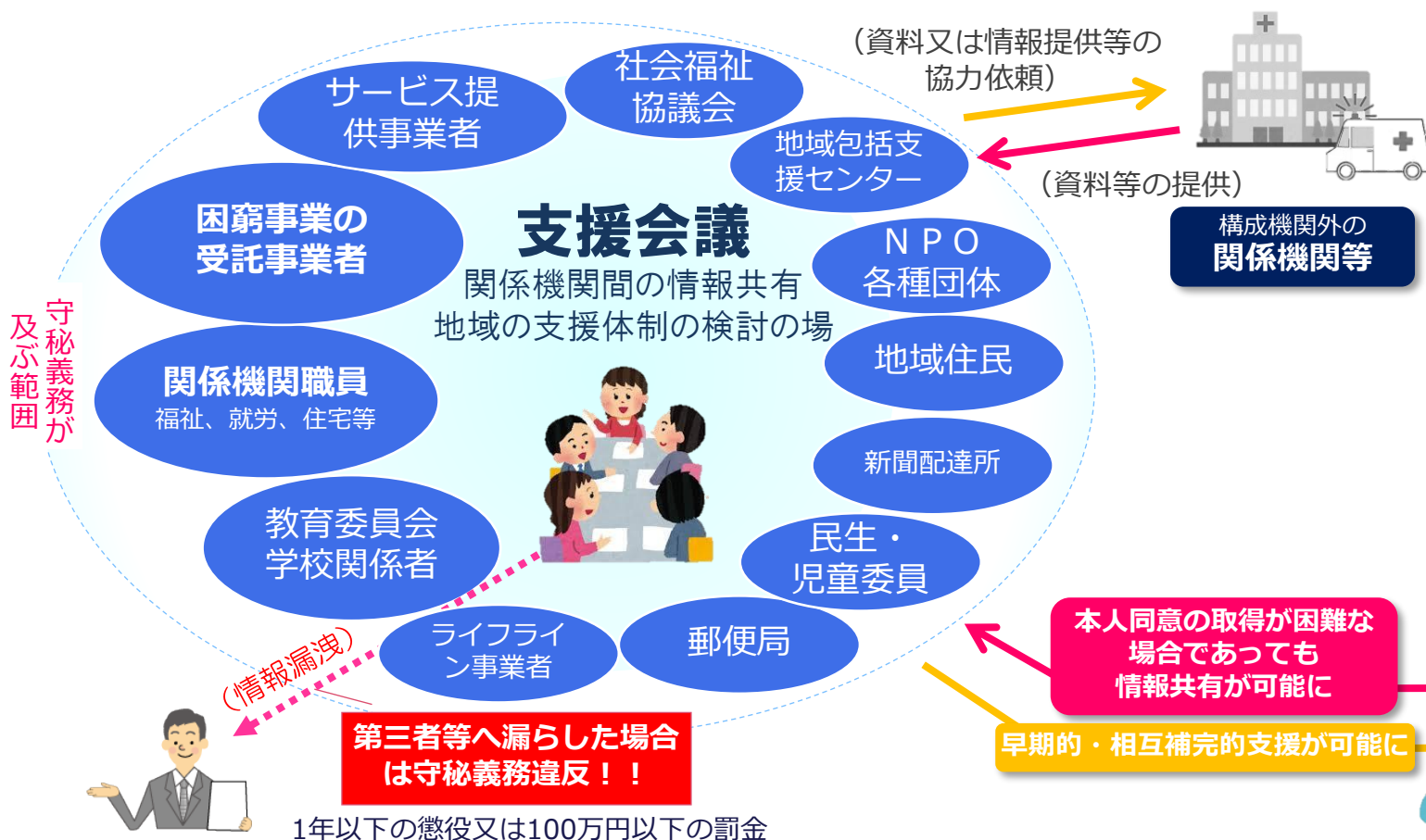
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

目的

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止
- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる

会議で行うこと

- 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有
- 地域における必要な支援体制の検討



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

支援会議設置の努力義務化

令和7年4月1日施行

改正の趣旨

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R4：322自治体、36%)

改正後の業務イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
 - 様々な専門的見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見てきた地域課題等の解決方法について議論
- ※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

- 自立相談支援機関等の制度関係者
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 福祉・就労・住宅等の関係機関職員
- 教育委員会・学校関係者
- 民生・児童委員
- ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
- NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料または情報提供等の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の関係機関・関係者等

類似の他法に基づく会議体との連携

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。

具体的な連携方法：同一の会議体を活用、複数会議体による合同開催 等

<支援会議立上げに向けたイメージ>

○設置準備○

- 構成員となり得る関係者を対象とした説明
- 類似の会議体の活用の検討 等

○設置要綱の作成○

設置目的や所掌事項等について設置要綱として文書化

○開催○

定例開催・随時開催は不問
個別事案や地域課題
について議論

改正生活困窮者自立支援法等のポイント②

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上等

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的な実施を強化する観点から、家計改善支援事業についての国庫補助率を引上げ（原則2分の1→3分の2）。自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の**3事業を一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施することを原則化。**

被保護者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度について、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、**生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行う仕組みを創設。**

生活保護世帯の高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給

- **生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、生活基盤の確立に向けた自立支援を図るため、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給する仕組み（卒業後職業訓練の受講を経て就職する場合を含む。）を創設。**

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

令和7年4月1日施行

改正の趣旨

- それぞれの自治体が就労準備支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどの自治体に住んでいても自立に向けた一歩を踏み出せるよう、
 - 家計改善支援事業の国庫補助率を原則2分の1から一律3分の2に引き上げる
 - 必ず3事業（自立、就労、家計）を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする※就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）策定予定

改正後の業務イメージ

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業を未実施の自治体においては、地域のニーズを把握し、実施を検討
 - ✓ 小規模自治体でも、周辺との広域実施、週1回の訪問実施、2か月に1回の駐在実施など工夫の余地あり
 - ✓ 都道府県による、未実施自治体での事業の広域的实施等について、厚生労働省で予算要求
- 3事業の一体的実施のイメージ
 - ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や自立支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
 - ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有 等



就労準備支援事業



就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施

自立相談支援事業



3事業を効果的・効率的に実施
※同一事業者に委託する必要なし

家計改善支援事業



家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施

就労準備支援事業

【実績等】

- ・731自治体（81%）（R5）
- ・利用4,817件（R4）

対象者

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。← **改正ポイント**

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体で見ると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

※令和7年4月～ **必ず自立相談支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。** ← **改正ポイント**

- ・（利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・（利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している

等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



（グループワーク）



（農作業体験）



（職場見学・就労体験）

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・ 社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

家計改善支援事業

【実績】
 ・756自治体（83%）（R5）
 ・利用16,845件（R4）

対象者

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。← **改正ポイント**

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

※令和7年4月～ 国庫補助率を原則2分の1から3分の2に引上げ。← **改正ポイント**
 （必ず自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。）

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

<支援の流れとねらい>

家計に対して指導を行うわけではない

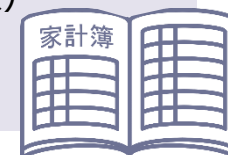
1. **世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）**：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。



2. **月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）**：家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）



3. **継続面談を通じたモニタリング**：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

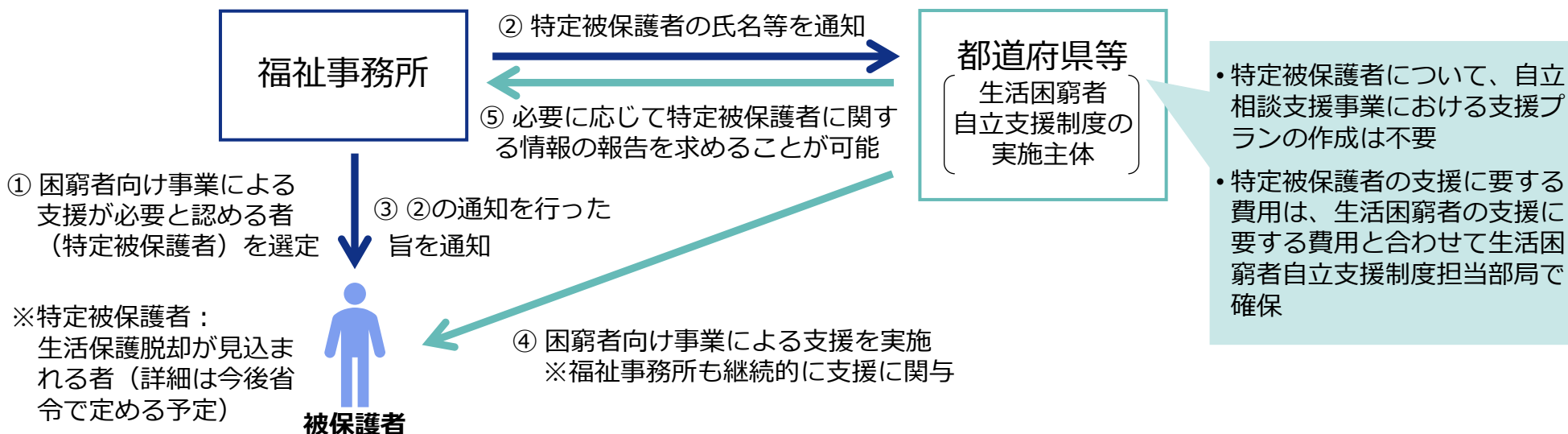
生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる 一体実施の仕組みの創設

令和7年4月1日施行

改正の趣旨

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（困窮者向け事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

改正後の業務イメージ



ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

<調整事項の例>

- 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き（流れ）
- 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み 等
- 福祉事務所の関わり方

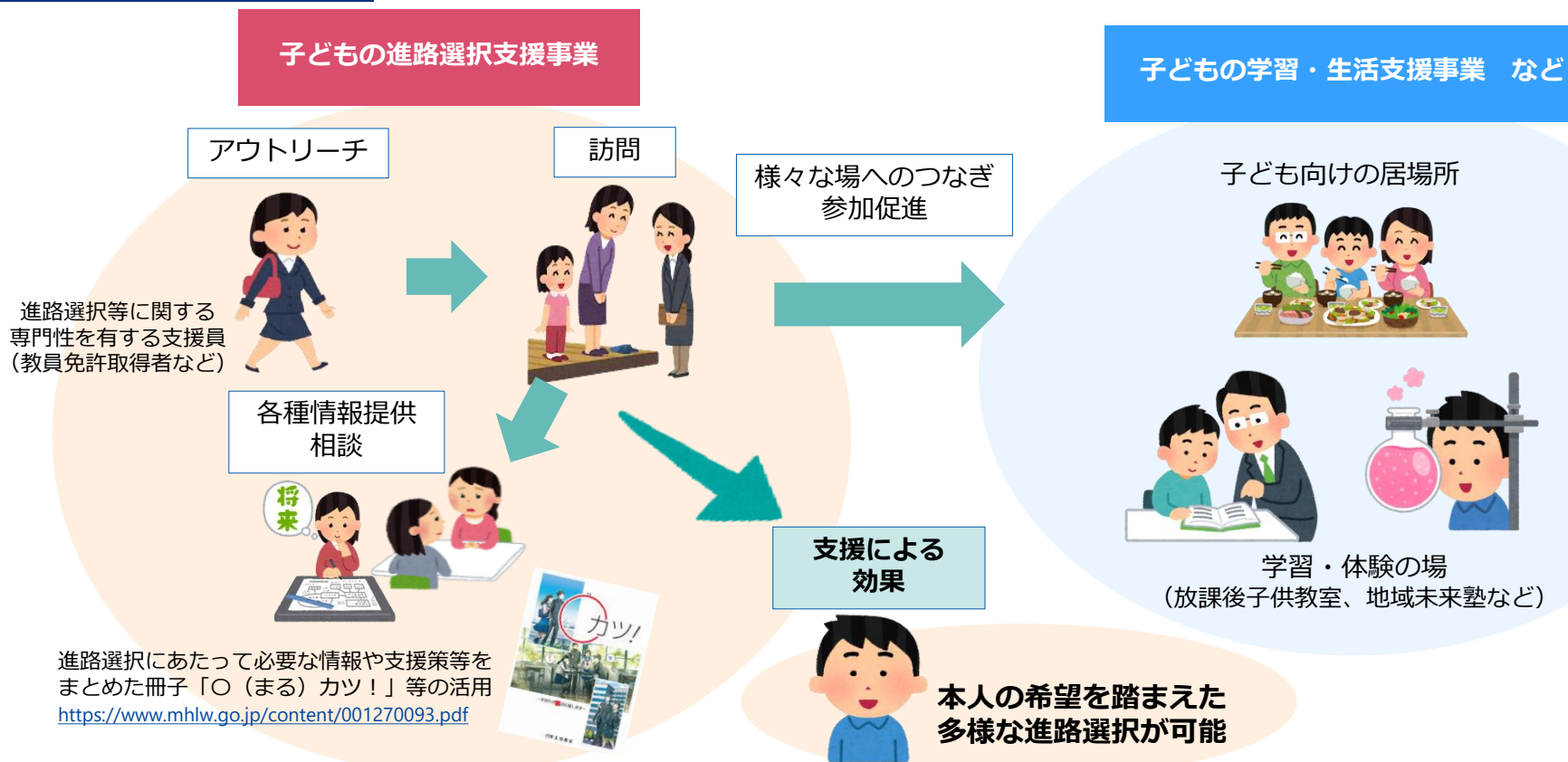
子どもの進路選択支援事業（令和6年10月1日施行 改正生活保護法）

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 補助率：2/3

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、教育面での支援に必要な知識（子どもの発達等）が不足しているといった課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員による訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



生活保護世帯の子どもへの新生活立ち上げ支援

「進学・就職準備給付金」の支給

概要

【生活保護法第55条の5】

負担金：国3/4、地方自治体 1/4

生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に進学又は安定した職業(※)に就くこと等により自立する際、新生活の立ち上げ費用として給付金を支給する。

(※)「安定した職業」とは、おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることが見込まれるもの

対象者

- 生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護の廃止となる者（平成30年6月施行）

※ 出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。

※ やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学する者等も含む。

- 高等学校等を卒業後、就職等することが確実に見込まれる、18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある者（令和6年4月施行）

※ 支給対象者には、①高等学校等を卒業後、引き続き就職に必要な知識及び技能習得を行った上で、引き続き就職等をする場合や、②中学校卒業後に就職等をする場合（高校中退者を含む）も含む。

※ 就職後、世帯と同居する場合は、世帯全体の保護廃止が必要。

支給額

- 進学又は就職のため転居する者は30万円
- 現在の自宅から通学又は通勤等する者は10万円

子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)

【実績】
・600自治体(66%) (R5)
・事業利用者41,285人 (R4)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援の概要

- ・将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- ・世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
<ul style="list-style-type: none">・高校進学のための学習希望・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない	<ul style="list-style-type: none">・家庭に居場所がない・生活習慣や社会性が身についていない	<ul style="list-style-type: none">・子どもとの関わりが少ない・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- ・子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

NPO法人との連携強化



① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

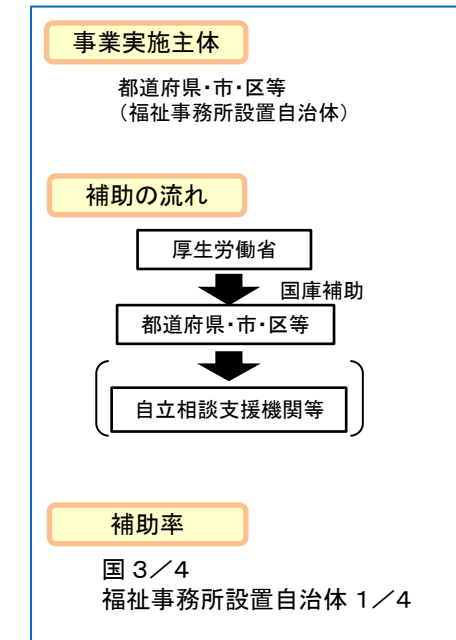
- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



④ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2)助成対象事業

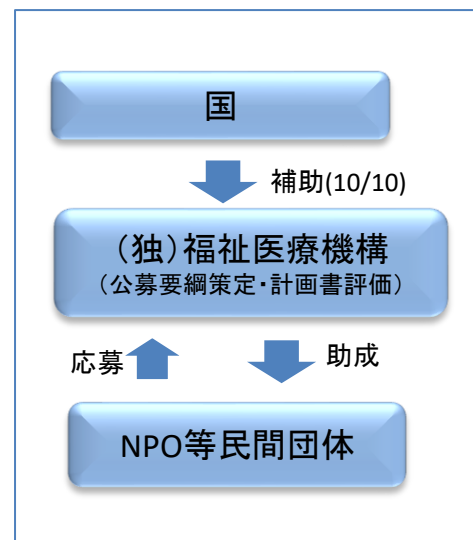
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3)実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4)助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

食品アクセスの確保に資する支援事例（経済的アクセス関係）



(実施主体) 愛知県

(取組概要) 県内の子ども食堂等への食材提供を行う団体に対して活動支援を実施

(支援事業名) 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和5年度厚生労働省補正予算）

●課題・背景

- ・子ども食堂は、子どもの孤立を防止するとともに、子どもに居場所を提供することができる地域資源である。
- ・物価高騰等による子ども食堂の需要拡大に伴い、年々増加している子ども食堂に対して円滑な食材等の提供が必要。

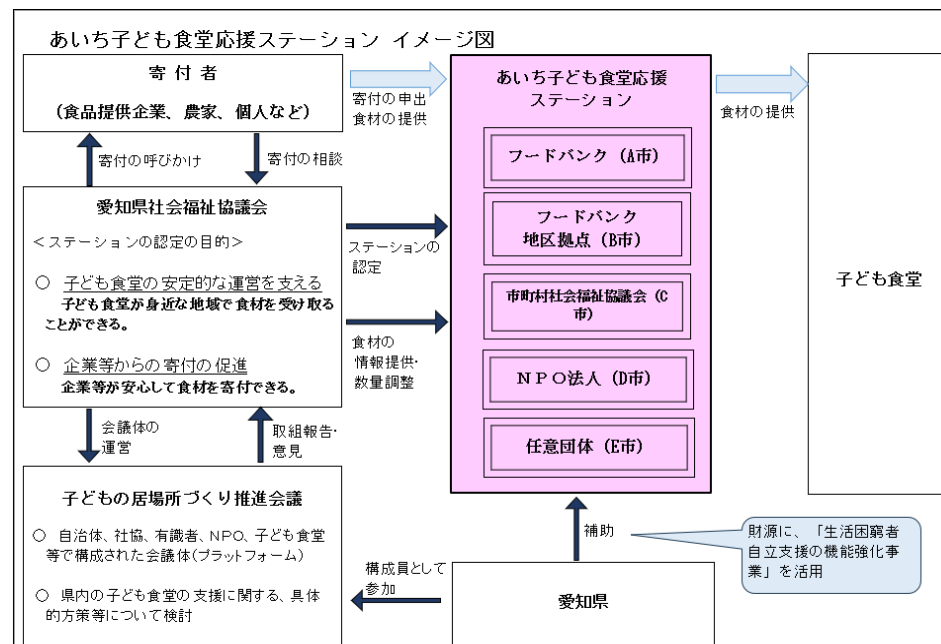
●取組内容

- ・愛知県では、**子ども食堂における食材確保の円滑化**のため、令和4年度から、県内のフードバンクやNPO法人等を「**あいち子ども食堂応援ステーション**」（以下、「あいステ」）として認定する制度を開始。
- ・あいステの認定団体のうち、物価高騰等による子ども食堂の需要拡大に対応するため活動量の増加が認められるなど一定の要件を満たす団体に対して、活動経費を補助。

●認定団体数：35（令和6年3月31日時点）

<あいステとは>

企業等から提供を受けた食材を一時的に保管し、近隣の子ども食堂に受け渡す地域拠点の役割を担う団体。



●取組成果

- ・各あいステから食材等を提供した、子ども食堂の数（あいステ1か所あたり）：
令和4年度約**29**か所 ⇒ 令和5年度約**37**か所
- ・各あいステから子ども食堂に対して、食材等を提供した回数（あいステ1か所・1月あたり）：
令和4年度約**12**回 ⇒ 令和5年度約**30**回

【参考】県内の子ども食堂の箇所数： 令和5年5月時点**404**か所 ⇒ 令和6年5月時点**518**か所



食品アクセスの確保に資する支援事例（経済的アクセス関係）



(実施主体) N P O 法人ハープとスローフードのまちづくり

(取組概要) 手作りフードバンクの設置等による寄付者と生活困窮者をつなぐ支援事業

(支援事業名) 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（令和5年度厚生労働省補正予算）

●課題・背景

- ・「N P O 法人ハープとスローフードのまちづくり」は、京都府京丹後市において、社会教育やまちづくりなどの分野において活動する法人で、親や子の孤立防止や子どもの体験活動を行っている。
- ・市内の過疎地域では、世間体を気にするなどにより、困窮や孤立などの様々な生活課題を抱える子どもや世帯が支援とつながりにくい。
- ・当該法人は、市役所や社会福祉協議会との連携を強化し、より支援の幅を広げたい思いを持って取組を進めている。

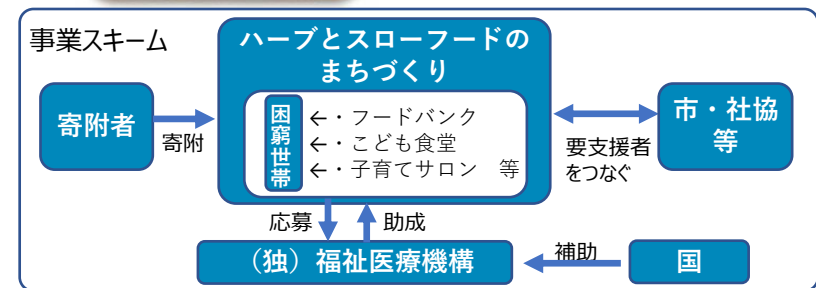
●取組内容

- ・地域の農家や市民等から食材提供を受けるフードバンク活動を令和5年度に立ち上げ。
- ・京丹後市社会福祉協議会が実施する生活困窮世帯に対する支援物資の提供の際に食料を提供。
- ・こども食堂での食事の提供や親子調理実習などを実施（年末年始はこども用の巻き寿司とぜんざい）。
- ・参加者には、食材や生活用品等も提供。
- ・その他、子育てサロンや子どもの宿泊体験などを実施。
- ・各種活動に合わせて参加者からの相談を受けつけ、相談内容に応じて必要な支援につないでいる。

こども食堂の様子



提供食品



●取組成果

[寄附：46団体（社福法人2法人、企業2社、農家3法人、個人39人）、こども食堂の設置：5箇所、延べ32回、延べ525人]

- ・こども食堂の実施をはじめ様々な取組の結果、市役所や社会福祉協議会との連携が深まった。
- ・連携が深まることで、事業のチラシを学校で配布してもらったり、社会福祉協議会の広報に掲載されたり、個別ケースへの支援依頼が来るなど、支援につながりにくい子ども達とつながることができた。
- ・特に、親の同意がなく支援が難しいケースで夏休みの食の確保が危ぶまれた子どもに対して、自宅の近所で夏休み限定のこども食堂を開催することで個別対応も行えた。（生活困窮者自立支援制度における支援会議による調整の結果）